第７回 キャッシュレス納付推進協議会（分科会） 一部抜粋

１．開催日時・開催形式

開催日時：令和８年９月８日(火) 11:00 ～ 12:00
開催形式：Ｗｅｂ形式（事務局：国税庁）

２．出席者

総務省、地方税共同機構、金融庁、日本銀行、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会、国税庁（以上、構成員）

３．議題等

- 事務局長挨拶（国税庁：山本課長）
- 議題１：2025年度・国庫金のキャッシュレス納付推進に関するアンケート結果について【説明】
- 議題２：日税連に対するキャッシュレス納付推進に係る協力依頼について【説明・意見交換】
- 議題３：ＳＮＳを活用した共同ＰＲの実施について【説明・意見交換】
- 議題４：ダイレクト納付の即時利用について【説明・意見交換】
- 連絡事項

４．資料

- 議題１：2025年度・国庫金のキャッシュレス納付推進に関するアンケート結果【日本銀行】
- 議題２：日税連に対するキャッシュレス納付推進に係る協力依頼について【国税庁】
- 議題３：ＳＮＳを活用した共同ＰＲの実施について【国税庁】
- 議題４：ダイレクト納付の即時利用について【国税庁】
- 連　絡：訴求ポイント・セールストーク集　～ 金融機関編 ～【国税庁】

議題１

（ 2025年度・国庫金のキャッシュレス納付推進に関するアンケート結果について）

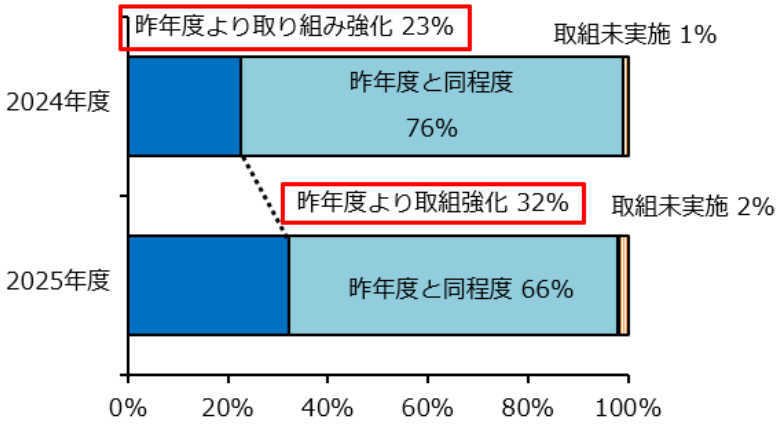
参考：日本銀行様作成資料

2025 年度・国庫金のキャッシュレス納付推進に関する アンケート結果[1]

１．2025 年度のキャッシュレス納付の推進に関する取組状況

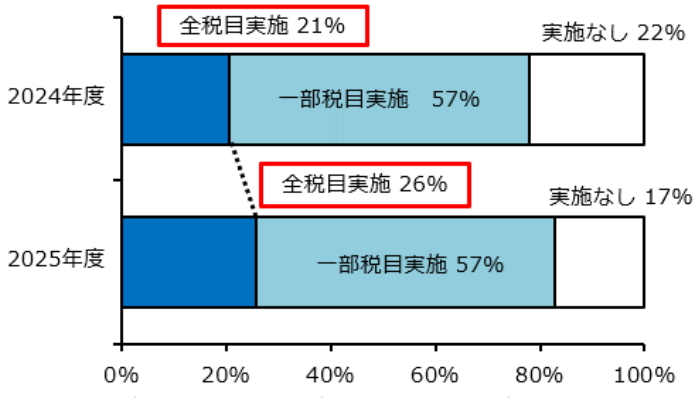
アンケートにご回答いただいた 446 金融機関[2]中、国庫金のキャッシュレス納付の利用推進に向けた取り組みを昨年度よりも強化した先は 32%、昨年度と同程度の先は 66%と、ほぼ全ての金融機関でキャッシュレス納付推進の取り組みを強化・継続しています（図表 1-1）。2024 年度対比でみると、昨年度より取り組みを強化した先が増加しています。

＜図表 1-1＞2024 年度対比でみた 2025 年度のキャッシュレス納付の推進



また、金融機関自身のキャッシュレス納付（図表 1-2）も進展しており、2024 年度対比でみると、全税目のキャッシュレス納付を行っている先が増加（＋5%P）しています。

＜図表 1-2＞金融機関自身のキャッシュレス納付の実施状況



---

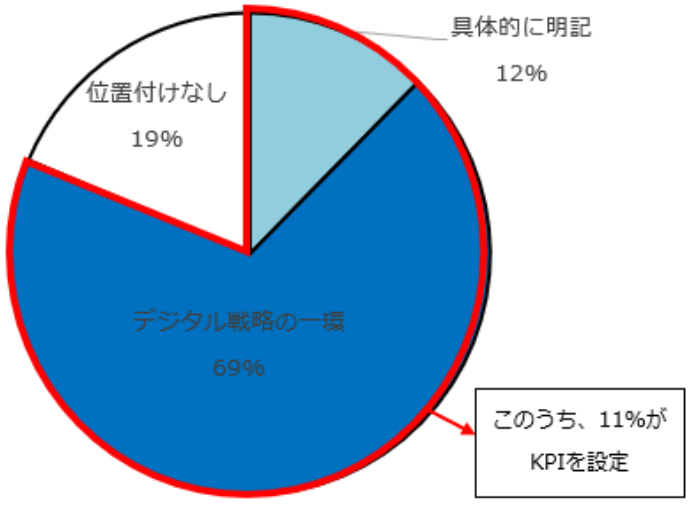
[1] 本資料記載の回答割合は、有効回答数を分母として算出しています。
[2] 歳入代理店引受金融機関等のうち国庫金電子収納事務取扱金融機関 446 先に対してアンケートを実施し、全対象先からご回答いただきました。

参考：日本銀行様作成資料

２．経営方針上の位置付け

各金融機関における、キャッシュレス納付推進の経営方針上の位置付け（図表 2-1）をみると、昨年度調査に引き続き、大半（69%）の先でキャッシュレス納付をデジタル戦略の一環として位置付けているほか、12%の先では具体的に経営方針（業務運営計画等）に明記しています。また、これらの先のうち 11%が、電子納付件数の増加率、窓口における納付書の削減枚数やキャッシュレス納付に移行した取引先数などの定量的な数値目標（KPI＜Key Performance Indicator＞）を設定した上で、キャッシュレス納付推進に取り組んでいます（図表 2-2）。

＜図表 2-1＞経営方針上の位置付け・KPI 設定状況



＜図表 2-2＞具体的な KPI 例

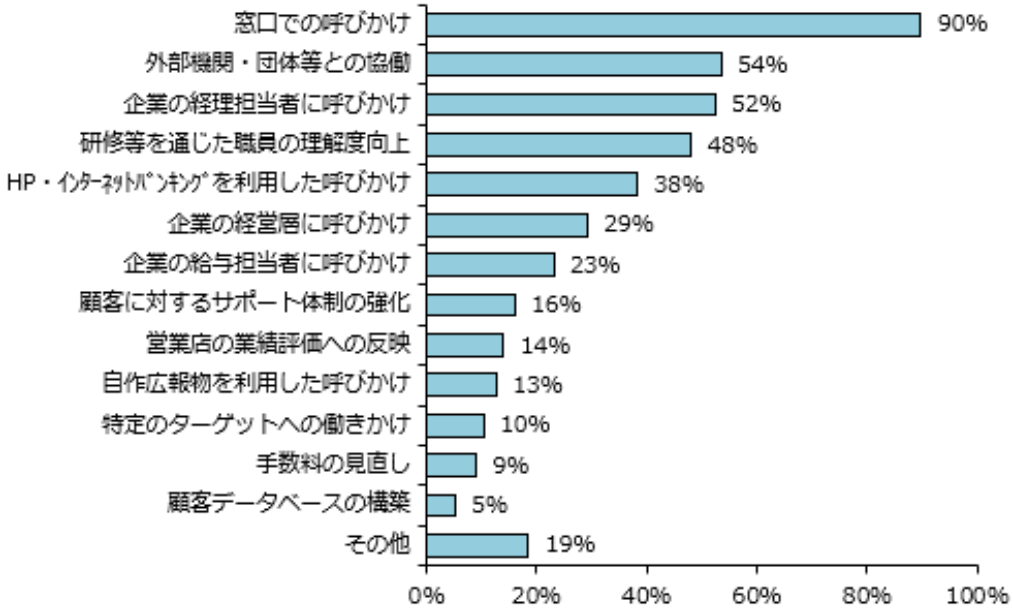
- 電子納付件数の増加率
- 口座振替登録の増加率
- 窓口における納付書の削減枚数
- インターネットバンキングの契約数
- キャッシュレス納付に移行した取引先数
- ダイレクト納付の利用先数

３．具体的な施策

2025 年度に実施した具体的な施策（図表 3-1）をみると、窓口での書面納付者への呼びかけ（90%）、渉外活動時の企業の経理担当者への呼びかけ（52%）、ホームページやインターネットバンキングを利用した呼びかけ（38%）といった納付者への働きかけと同時に、外部機関・団体等との協働（54%）や研修等を通じた職員の理解度向上（48%）など、キャッシュレス納付推進に係る体制整備にも取り組んでいます。また、2024 年度対比でみると、外部機関・団体等との協働（＋12%P）、研修等を通じた職員の理解向上（＋9%P）が他の取り組みと比較して大きく伸びています（図表 3-2）。

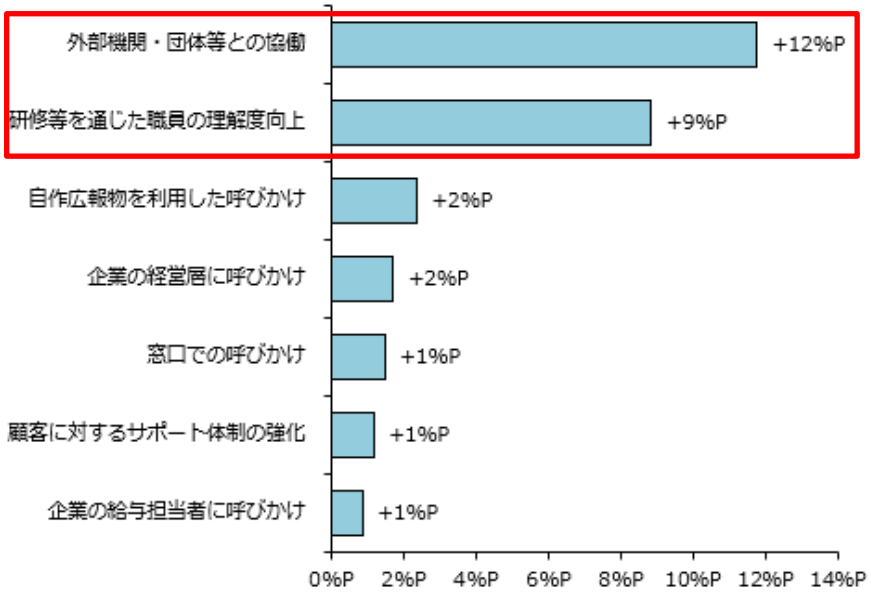
参考：日本銀行様作成資料

＜図表 3-1＞2025 年度に実施した具体的な施策（主要項目）



（注）複数回答可。

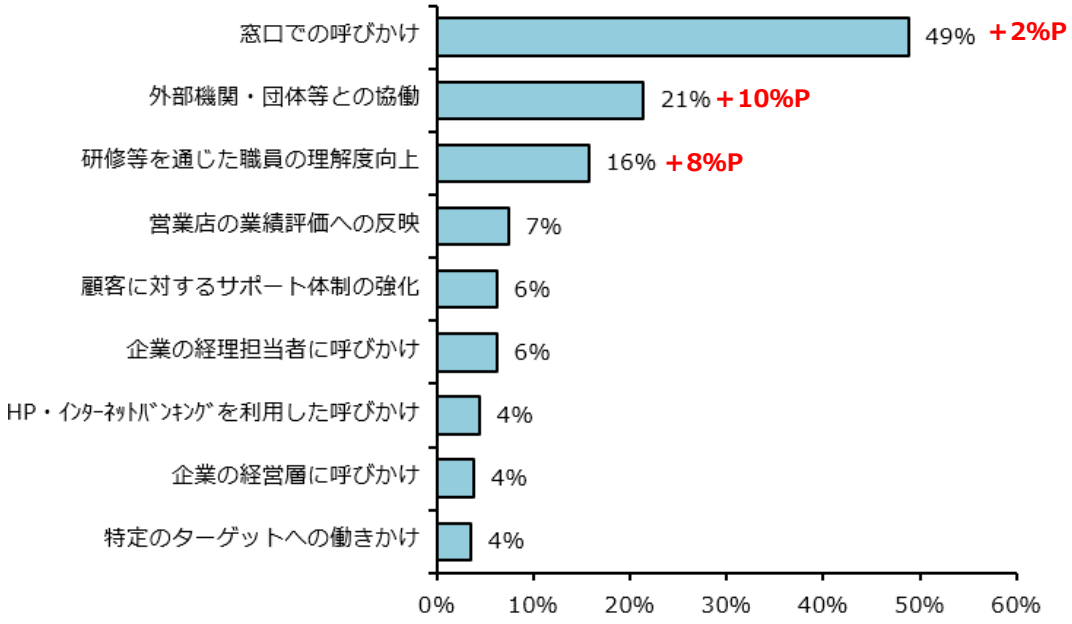
＜図表 3-2＞2024 年度対比取組先が増加した施策（上位 7 項目）



また、効果的だった施策（図表 3-3）について尋ねたところ、窓口での呼びかけ（49%）のほか、外部機関・団体等との協働（21%）、研修等を通じた職員の理解向上（16%）が上位に挙がりました。特に、2025 年度取り組み先が増加した「外部機関・団体等との協働」については、税務署等との連携が、事業者への働きかけだけでなく、職員の理解度向上・窓口などでの呼びかけの積極化にも効果的であったとの声が多く寄せられています。一方、店頭でのパンフレット設置や研修資料の社内ネットへの掲載等、単純な情報提供は効果が限定的だったことが指摘されています（図表 3-4）。

参考：日本銀行様作成資料

＜図表 3-3＞特に効果的だった施策（上位 9 項目）



（注）赤字は、2024 年度実績対比の変化率（上位項目のみ）。

＜図表 3-4＞効果的・非効果的だった施策の具体例

効果的だった施策
① 窓口での呼びかけ
・窓口での書面納付者に対し、パンフレットを用いながらキャッシュレス納付について直接説明したところ、後日、キャッシュレス納付について問い合わせがあるなど、効果を実感した。
・窓口での書面納付者に対し、キャッシュレス納付に関する税務署の出張サポートや各種キャンペーンを紹介。特に、キャンペーンはカタログギフトの抽選があるため、効果的だった。
② 外部機関・団体等との協働
・県下金融機関、関係民間団体、行政機関が協働し、事業者向け説明会を実施。多くの事業者がキャッシュレス納付を前向きに検討してくれた。
・国税局による自行職員向け研修を実施。研修では、職員が実際にダイレクト納付を体験したことで、職員の理解度向上につながり、納税者に対する呼びかけが強化された。
・省エネ・DX に関する事業者向け個別相談会を実施した際、税務署の協力のもと、e-Tax 納税体験ブースを設置。10 分程度の短時間での体験だったこともあり、多くの事業者に体験してもらえた。
・経営層は税理士への信頼が厚いことが多く、税理士事務所と協働することで、効果的にキャッシュレス納付を推進できると感じた。

参考：日本銀行様作成資料

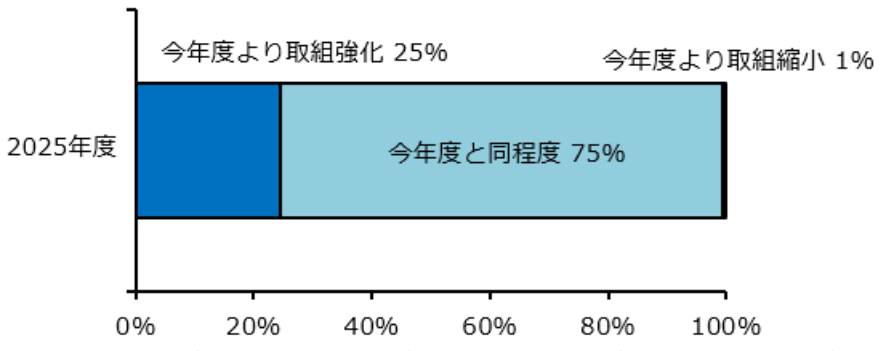
③　その他
・研修等によるキャッシュレス納付に関する知識の深耕により職員の苦手意識が低減したことで、職員がより積極的に窓口等でキャッシュレス納付を呼びかけられるようになった。
・PC 端末操作に不安を感じている納付者が多い中、職員による訪問型の e-Tax の初期設定サポートがキャッシュレス納付の増加に繋がっている。
・インターネットバンキング推進と合わせたキャッシュレス納付の呼びかけが効果的だった。事業者は事務効率化を目的にインターネットバンキングの導入を検討するため、操作方法が簡便であることさえ理解してもらえれば、キャッシュレス納付にも取り組んでくれるケースが多い。

あまり効果を実感しなかった施策
・職員向け研修会、事業者向け説明会のいずれにおいても、資料配布だけでは効果が薄く、実例紹介や操作体験などを織り込む必要があると感じた。
・キャッシュレス納付は、利用開始前に一定の知識や初期設定が必要であるため、店頭でのパンフレット配布等の単なる情報提供のみでは、キャッシュレス化は進まなかった。
・多くの事業所では、経理担当者が納税事務を行っているため、給与担当者への呼びかけはあまり効果的ではなかった。
・職員向けに研修動画を社内ネットに掲載したが、受講必須としていなかったため、職員の理解度向上に繋がらなかった。

４．2026 年度の取組方針

2026 年度の取組方針（図表 4-1）をみると、2025 年度より取り組みを強化する先が 25%、2025 年度と同程度の取り組みを実施する先が 75%と、全体として、キャッシュレス納付推進に積極的なスタンスが継続されていることが確認されました。

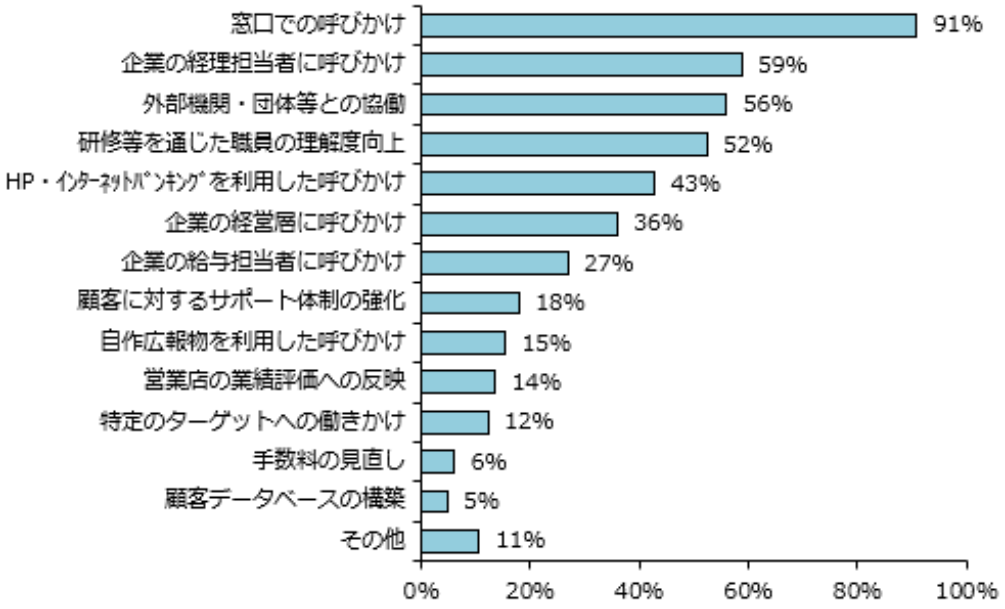
＜図表 4-1＞2026 年度の取組方針



参考：日本銀行様作成資料

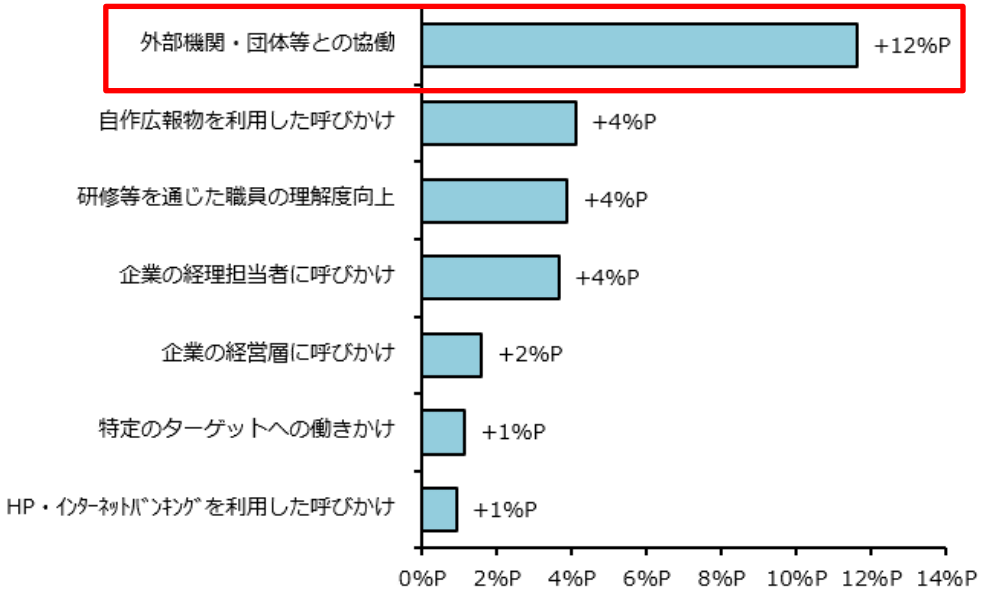
2026 年度に計画している具体的な施策（図表 4-2）をみると、窓口（91%）や企業の経理担当者（59%）への呼びかけ、外部機関・団体等との協働（56%）が引き続き多くの金融機関で計画されています。2025 年度計画と比較すると、外部機関・団体等との協働が、＋12%P と、他項目より伸びが大きく、キャッシュレス納付の推進に向けて、関係機関との連携が一層強化されることが窺えます（図表 4-3）。

＜図表 4-2＞2026 年度に計画している具体的な施策



（注）複数回答可。

＜図表 4-3＞2025 年度計画対比取組先が増加した施策（上位 7 項目）



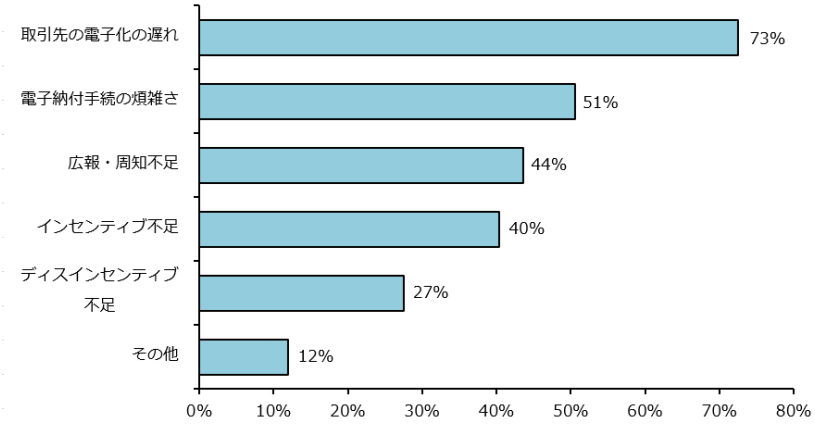
参考：日本銀行様作成資料

５．キャッシュレス納付の更なる普及に向けて

以上のとおり、キャッシュレス納付の推進について、全体として積極的なスタンスが継続されながら、関係団体との連携強化を通じ、納付者へより効果的な働きかけを追求していく姿が、アンケートからは確認されました。

一方で、キャッシュレス納付推進に向けた課題（図表 5-1）をみると、取引先の電子化の遅れ（73%）、電子納付手続の煩雑さ（51%）、広報・周知不足（44%）が指摘されています。これら課題の解決に向けて、キャッシュレス納付の制度・システムに関する説明をより分かりやすくするほか、広報手段やキャッシュレス納付推進主体の拡充により事業者との接点を強化する必要がある等の声が寄せられました（図表 5-2）。

＜図表 5-1＞キャッシュレス納付推進に向けた課題



（注）複数回答可。

＜図表 5-2＞課題に関して聞かれた声

- 各機関・団体が現在提供しているキャッシュレス納付に関する案内・ツールのみならず、実際にキャッシュレス納付する納税者視点で必要な情報に絞った、より簡易な案内・ツールなどがあると便利。
- キャッシュレス納付制度の詳細やメリットが、まだ事業者の間で十分に周知されていない。
- 取引先において PC 操作の苦手な担当者が相応にいるため、キャッシュレス納付の具体的な手続きをより分かりやすく広報する必要がある。
- 関連機関ごとにキャッシュレス納付推進は進んでいるものの、推進度合いは地域差が大きい。地方公共団体の地方支部などでは、人的・資金的リソースが限られることもあるため、中央機関から地方公共団体へのサポートをより強化してほしい。
- 経理・納税申告に関し、事業者とのつながりが強い税理士・会計士によるキャッシュレス納付推進が効果的だと思う。
- マスメディア（テレビ・新聞・インターネット、SNS）や電子納付が可能なスマホ決済アプリを活用した更なる情報発信（広告・動画投稿等）を行えないか。

参考：日本銀行様作成資料

・各地域・金融機関ごとのキャッシュレス納付比率や取組実績を定期的に開示してほしい。全国的なキャッシュレス化の動きにおける自身の立ち位置を把握することが、各主体の活動促進につながるのではないか。
・キャッシュレス納付のインセンティブとして、税率引下げ、各種ポイント還元、抽選キャンペーン等の実施を検討できないか。
・電子納付未対応の科目が残存している。

以　上

議題２

（日税連に対するキャッシュレス納付推進に係る協力依頼について）

意見交換事項①

○ 更なるキャッシュレス納付の推進のためには、税理士の協力は不可欠である。

○ このため、官民一体で運営しているキャッシュレス納付推進協議会として、構成員が連携して日本税理士会連合会に対し、協力依頼を求めてはどうかと考える。

○ ついては、依頼の実施の是非、実施方法、依頼事項等について意見を伺いたい。

（国税庁意見）

「国税」単騎ではなく、税の関係者が官民一体となって運営している「キャッシュレス納付推進協議会」から依頼するという行為自体にも意味がある

政府関係

地方・関係団体・民間

国税庁

キャッシュレス納付推進協議会

総務省　地方税共同機構　日本銀行　全国銀行協会　金融庁　全国地方銀行協会　第二地方銀行協会

経済産業省

利用勧奨

周知

キャッシュレス納付の利用促進に向けた周知

キャッシュレス納付の利用促進に向けた周知

キャッシュレス納付の利用促進に向けた周知

キャッシュレス納付の利用促進に向けた周知

市長会等　財務局等　経済産業局　ソフトベンダ連絡協議会

国税局税務署　税理士会・税理士　関係民間団体　地方自治体　金融機関　商工会議所　事業者　ソフトベンダ









e-Tax利用促進とキャッシュレス納付

eLTAX利用促進とキャッシュレス納付

金　融　Ｄ　Ｘ　とキャッシュレス納付

事業者デジタル化とキャッシュレス納付



事業者（納税者）



議題３

（ＳＮＳを活用した共同ＰＲの実施について）

（議題３）ＳＮＳを活用した共同ＰＲの実施について

○　ＳＮＳを活用した共同ＰＲの概要

①　実施目的

- キャッシュレス納付の利用促進は、納税者利便の向上はもちろん、行政手続の効率化や社会全体のデジタル化の促進にも寄与する重要な取組みであることから、官民の関係者が共同でキャッシュレス納付のメリットや利用方法などをＰＲすることにより、納税者にキャッシュレス納付をより身近に感じてもらい、その普及・定着を図る。

②　実施時期

- 第１弾：令和８年１月９日(金）～ 30日(金)
- 第２弾：令和８年５月１日(金）～ 22日(金)

③　訴求対象

- 第１弾：（国　税）源泉所得税
  （地方税）個人住民税（特別徴収分）
- 第２弾：（国　税）法人・個人の消費税
  （地方税）自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)、固定資産税

④　実施内容

- 構成員がソーシャルメディア等を活用しＰＲ投稿を実施
- ＰＲ活動を実施した構成員に対し、他の構成員やその傘下等から投稿へのリポストや引用等を実施
- ＳＮＳアカウントを運用していない構成員やその傘下においては、メルマガやニュースリリースなど他のチャネルにより情報を発信

意見交換事項②

○ 令和８年１月と５月にＳＮＳを活用した官民一体の共同ＰＲを実施したところである。

○ ＰＲに当たっては、各々が準備するソーシャルメディアを活用して実施したほか、構成員相互にX（旧Twitter）をポスト・リポストしあうことで、納税者の関心度を高めたところである。

○ ついては、以下の事項について意見を伺いたい（必要に応じて、資料があれば事前提出をお願いします。）。

① 実施した共同ＰＲにおける影響を受けた者等の属性やその効果について

② 第３弾の実施の是非、実施時期及び実施内容等について

（国税庁意見）

1　これまでに実施済みの共同ＰＲにおける内容等について

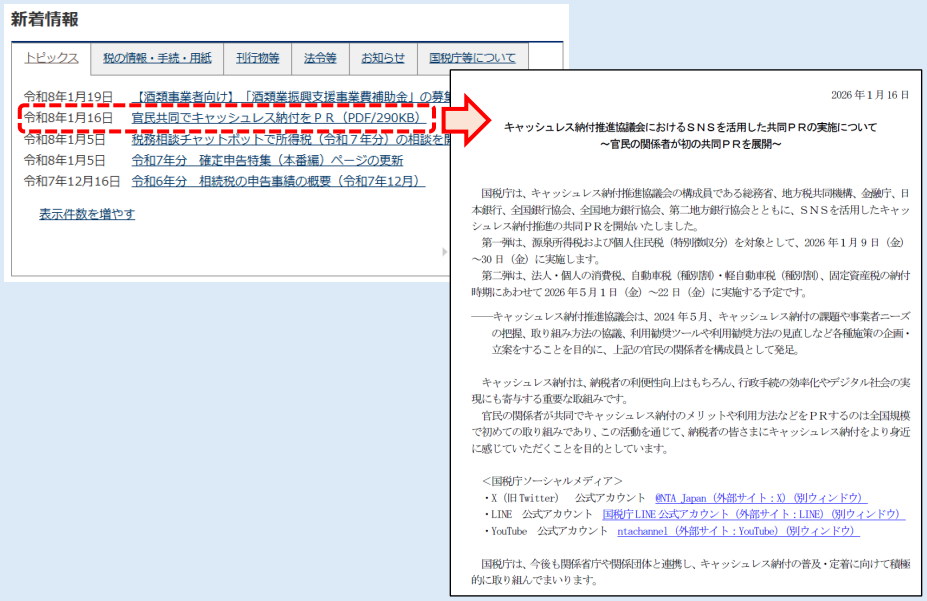
- 国税庁においては、国税庁ホームページで取組内容を周知するとともに、納税者に対し、「X」（旧Twitter）と「LINE」でＰＲ活動を実施。
- 「×」の閲覧数

  第１弾：１万7,000件

  第２弾：１万8,000件

  （参考）国税庁発信の他の「X」の閲覧数
  - お知らせ関係：7,000件前後　（例）振替納税のお知らせ：9,000件
  - 採用情報　　：３万4,000件
  - 公売情報　　：２万2,000件

【国税庁ホームページ】（周知）



【国税庁の取組内容】

1　配信媒体
- X（旧Twitter）、LINE

2　配信日時
- 第１弾：令和８年１月16日(金）午前10時
- 第２弾：令和８年５月８日(金）午前10時

3　配信内容

《第１弾》



《第２弾》



（国税庁意見）

２　第３弾の実施の是非、実施時期、実施内容等について

⑴　第３弾の実施について

- 確定申告期における納税関係のお知らせ配信に係る閲覧件数が7,000～10,000件であることを踏まえると、共同ＰＲのポストに係る閲覧件数のほうが多い。
- このように、納税者の関心は高いと認められるため、キャッシュレス納付の利用率向上に向けて、引き続き、本取組みを実施していくことが重要。

⑵　実施時期・実施内容等

○　実施時期

- 国税庁においては、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、１年を通じて租税に関する啓発活動を行っているところ、特に、毎年11月11日から11月17日までの１週間を「税を考える週間」として周知広報に力を入れていることから、この時期に実施することは有効と考えられる。また、３月から４月にかけて、確定申告の振替日の投稿も行っていることから、この時期に実施することも一案。

○　実施内容

- 従来の発信内容をベースとしつつ、共同でＰＲを実施することを踏まえ、新たな取組みをＰＲできないか。

⑶　その他（依頼事項）

- 国税庁における「Ｘ」を活用したキャッシュレス納付の周知広報については、国税局や税務署単位でも実施しているところ、今後、国税局・税務署から管内の金融機関や地方自治体等に対してリポスト依頼等があった場合には、積極的に協力いただくように傘下等への周知や協力依頼をお願いしたい。

議題４

（ダイレクト納付の即時利用について）

（議題４）ダイレクト納付の即時利用について

１　ダイレクト納付の概要等

⑴　ダイレクト納付とは

○　国税のダイレクト納付とは、e-Tax（国税電子申告・納税システム）により申告書等を提出した後、簡単な操作で、事前に登録している預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落しにより国税を電子納付する手続

⑵　ダイレクト納付のメリット

①　３レス効果

- 金融機関や税務署窓口に出向く必要がなくなる（コンタクトレス）ほか、納付書の作成や領収証書の管理も不要となり（ペーパレス）、現金を持ち歩くリスクや管理が不要となる（キャッシュレス納付）

②　計画的納付・滞納の未然防止効果

- 即時納付のほか、期日を指定して納付ができるため、納付計画が立てやすく、また、令和６年４月から導入した「自動ダイレクト」機能を利用すると、申告書手続の際に納税手続も完了するため、納付忘れの防止にもつながる

（参考）自動ダイレクト

- 自動ダイレクトとは、「ダイレクト納付」の登録があることを前提に、e-Taxで申告等データ（期限内申告に限る。）を送信する際に、「自動ダイレクト」の利用に関するチェックボックスにチェックを入れて送信することで、各申告手続の法定納期限に自動で口座引落しができる機能
- 自動ダイレクトが法定納期限に利用された場合は、その翌取引日に口座引落しが行われ、その納付は期限内納付されたものとして取り扱わる

③　手数料等が無料

- 利用に当たって、振込手数料や決済手数料がかからない

⑶　ダイレクト納付の課題

○　事前登録が必要であり、登録の申請を行ってから、利用が可能となるまでに一定の期間を要する

- 書面で登録の申請を行った場合　　：１か月程度
- オンライン(※)で申請を行った場合：３日から14日程度（金融機関による）

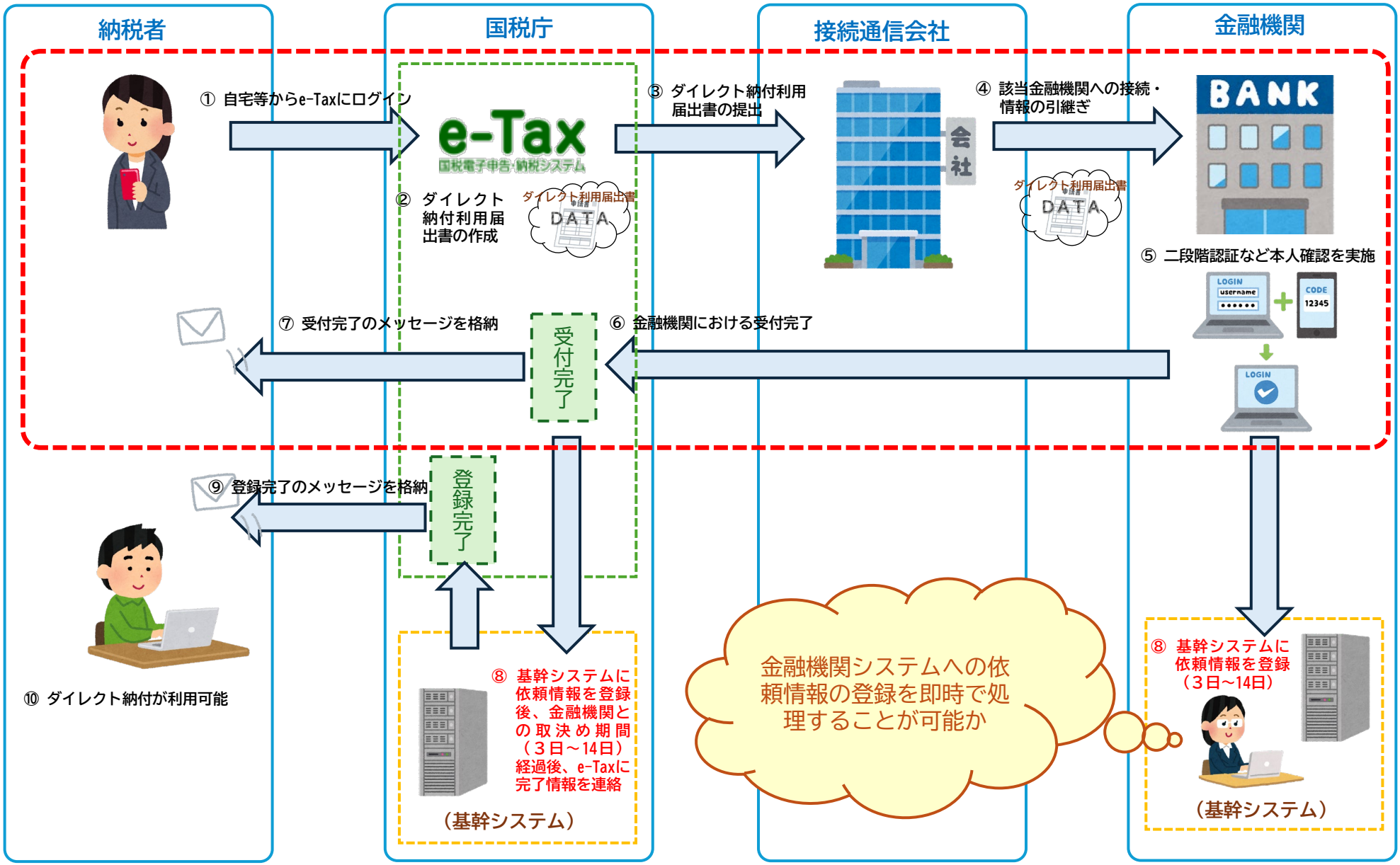
（※）オンラインで申請ができるのは、個人の納税者に限られる

○　このため、体験型の利用勧奨を実施しても、そのまま即日にダイレクト納付を利用することができない（納期限が近い納税者であれば、次回の利用が１年後になる場合もある）

ダイレクト納付の更なる利便性の向上・キャッシュレス納付の利用拡大に向けて、ダイレクト納付の登録の申請をオンラインで実施する納税者を対象に、ダイレクト納付の即時利用を検討していく。

（議題４）ダイレクト納付の即時利用について

２ ダイレクト納付利用届出書のオンライン提出（概要図）



：現状、即時で処理を行っている部分

意見交換事項③

○ 国税のダイレクト納付については、個人納税者に限って利用届出書の提出がオンラインで可能となっている。

○ 現在、○○Payなどのコード決済の利用開始に当たっては、オンラインで申請した場合、即時に利用可能となっているところ、ダイレクト納付については、審査等の関係で、開始までに数日から数十日を要している状況である。

○ 納税者利便の向上の観点から、ダイレクト納付について利用届出書の提出（オンライン提出に限る）から納付まで即時に実施できるように改善していきたいと考えているが、意見を伺いたい。